

# 第1章 ふれあいのまちづくり事業

## 1. 事業の目的

神戸市が全市的展開を図っている「ふれあいのまちづくり事業」は、高齢者、障がい者、児童などすべての人々が地域社会のあたたかいふれあいのなかで、自立と連携を図り、快適な日常生活を送れるまちづくりをめざすため、地域の各種団体のネットワークを生かし、地域の福祉ニーズを把握して、地域の実情に応じた福祉活動・交流活動を行うなど市民と市が協働して地域福祉の向上をめざしていく事業です。

## 2. 事業の概要

### (1) 地域福祉センター

神戸市は、概ね小学校区程度の広さの地域を対象に、地域の福祉活動・交流活動の拠点施設として「地域福祉センター」を整備しています。地域福祉センターは、地域福祉活動コーナー、調理コーナー、洋室（和室）、談話コーナー等を備えています。

なお、自治会等が設置している地域集会所を一定の条件のもと、「民間地域福祉センター」として活用している地域もあります。

### (2) ふれあいのまちづくり協議会

地域では、自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会、子ども会、防災福祉コミュニティ、PTA、ボランティアグループ等の代表者の方々が中心となって「ふれあいのまちづくり協議会」を自主的に結成し、地域福祉センターの管理運営にあたりるとともに、このセンターや各種施設を利用して、地域の福祉活動及び交流活動を企画・実施していただきます。

# ふれあいのまちづくり関連図

